

岐阜県指定情報公表センター運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の42の規定に基づき、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する介護サービス情報の公表に関する事務（以下「情報公表事務」という。）に関して、必要な事項を定め、もって情報公表事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 事務の実施体制

(事務の実施体制)

第2条 情報公表事務を適正かつ円滑に実施するため、本会に指定情報公表センター（以下「公表センター」という。）を設置するとともに、必要な職員を配置する。

2 情報公表事務は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）介護保険法施行規制（平成11年厚生省令第36号）、「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成18年3月31日老振発第0331007号厚生労働省老健局振興課長通知）及び岐阜県手数料徴収条例（平成12年岐阜県条例第3号。以下「条例」という。）に定めるところによるほか、この規程により公正かつ適確に実施するものとする。

(名称)

第3条 公表センターの名称は、岐阜県指定情報公表センターとする。

(情報公表事務を行う事務所の所在地)

第4条 情報公表事務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地は、次のとおりとする。
岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号

(事務日及び事務時間)

第5条 事務所の事務日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次の各号に掲げる日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 事務所の事務日における事務時間は、午前9時から午後5時までとする。

(職員等)

第6条 公表センターに、次に掲げる職員を配置するものとする。

- (1) 管理者
- (2) 情報公表事務職員

(管理者の業務内容)

第7条 管理者は、次の業務を行う。

- (1) 情報公表事務の運営管理
- (2) 岐阜県知事（以下「知事」という。）が定める「介護サービス情報の公表」計画（以下「計画」という。）の進行管理

（情報公表事務職員の業務内容）

第8条 情報公表事務職員は、次の業務を行う。

- (1) 計画原案の策定
- (2) 介護サービス情報の報告の受理
- (3) 介護サービス情報の公表
- (4) 公表情報等に関する苦情等の対応
- (5) 情報の公表手数料の収納に関する事務
- (6) 指定調査機関の指定に係る審査に関する事務
- (7) その他情報公表に関して必要とされる事務

（委員会）

第9条 中立・公正な情報公表事務の実施を確保することを目的として、本会理事会、本会会員の決定とは独立して情報公表事務の内容等について検討・決定する委員会を設置する。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

（情報公表事務の経理）

第10条 公表センターが行う情報公表事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行う。

（情報公表事務に関する帳簿の管理）

第11条 公表センターは、管理者を定めた上で、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、情報公表事務の全部を廃止するまで保存する。

- (1) 介護サービスの報告を受理した年月日
- (2) 介護サービス情報の公表を行った年月日
- (3) 指定調査機関の指定に係る審査に関する事項

（職員等の秘密保持義務等）

第12条 公表センターの役職員又はその職にあった者は、情報公表事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 公表センターの役職員で情報公表事務に従事する者は、法第115条の4第3項において準用する法第115条の38の規定が適用されるとともに、前項の規定に違反して秘密を漏らした者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条第2項の規定が適用される。

（情報公表事務に係る個人情報の取扱）

第13条 公表センターの役職員は、情報公表事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、本会個人情報保護規程を遵守するものとする。

(情報公表事務に関する金品その他財産上の利益の収受の禁止)

第14条 公表センターの職員等は、情報公表事務に関し、介護サービス事業者(以下、「事業者」という。)から介護サービス情報公表手数料(以下「公表手数料」という。)とは別に金品その他財産上の利益を収受することないよう必要な措置を講ずるものとする。

第3章 情報公表事務及び手順

(情報公表事務)

第15条 公表センターが行う情報公表事務は、第16条から第22条に規定する事務とする。

(計画原案の策定事務)

第16条 公表センターは、毎年、計画の原案を策定し知事に提出するものとする。

2 計画原案には、次に掲げる事項を一体的に定めるものとする。

(1) 報告に関する計画

- ア 計画の基準日
- イ 計画の期間
- ウ 報告の対象となる事業者
- エ 報告の方法
- オ 事業者ごとの報告の提出先及び提出期限
- カ その他知事が必要と認める事項

(2) 調査事務に関する計画

- ア 計画の期間
- イ 調査事務の対象となる事業者
- ウ 事業者ごとの調査を行う月
- エ 事業者に対し、調査を行う指定調査機関
- オ その他知事が必要と認める事項

(3) 情報公表事務に関する計画

- ア 計画の期間
- イ 情報公表事務の対象となる事業者
- ウ 事業者ごとの公表を行う月
- エ 報告の受理に関する事項
- オ 指定調査機関の審査に関する事項
- カ その他知事が必要と認める事項

(計画の管理)

第17条 公表センターは、計画の進捗状況について常に管理するものとする。

(介護サービス情報の報告の受理)

第18条 公表センターは、計画に基づき事業者が報告する介護サービス情報について、報告内容に記入もれ等の不備がないこと等を確認して受理するとともに、当該受理日等について適切に管理するものとする。

(介護サービス情報の通知)

第19条 公表センターは、受理した基本情報及び調査情報について、速やかに、調査事務を行う指定調査機関に対して通知するものとする。

(調査情報の調査結果の受理)

第20条 公表センターは、調査を行った指定調査機関から調査情報の調査結果を受理するものとする。

(介護サービス情報の公表)

第21条 公表センターは、計画に基づき、事業者ごとの基本情報及び調査情報の調査結果を公表するものとする。

2 公表の方法は、次によるものとする。

(1) インターネットによる公表

公表センターは、岐阜県介護サービス情報公表システムへの掲示により公表を行うものとし、公表情報が適切に利用者に伝わるよう、利用者の家族、市町村等に対して普及活動に努めるものとする。

(2) その他の公表方法

公表センターは、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

(公表情報等に関する苦情等の対応)

第22条 公表センターは、あらかじめ、利用者、事業者等からの苦情に対応する窓口、担当者等を定め、これを公表するものとする。

2 苦情等の対応の方法は、次によるものとする。

(1) 公表情報に関する苦情対応

ア 基本情報

基本情報に関する苦情については、公表センターから事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、事業者又は公表センターから利用者に対する説明を行うものとする。また、この場合、基本情報の訂正が必要な場合は、事業者から基本情報の訂正の報告を受けて、速やかに訂正するものとする。適切な説明が得られなかった場合は、知事に報告するものとする。

イ 調査情報

調査情報に関する苦情については、知事又は指定調査機関を通じて事業者に対する照会、再調査等を行い、適切な説明が得られた場合は、事業者又は公表センター等から利用者に対する説明を行うものとする。また、この場合、調査情報の訂正が必要な場合は、事業者からの調査情報の訂正の

報告を受けて、速やかに訂正するものとする。適切な説明が得られなかった場合は、知事に報告するものとする。

(2) 調査結果についての同意を得ることが困難な場合

公表センターは、指定調査機関から調査結果について同意が得ることが困難なものとして協議があった場合は、知事に対して経過等必要な情報を報告し、知事又は指定調査機関(以下「知事等」という。)を通じて事業者に対する照会、再調査等の対応を行うものとする。

(3) 事業者からの調査に関する苦情

公表センターは、事業者からの調査に関する苦情については、知事等に対して経過等必要な情報を報告し適宜適切な対応を行うものとする。

3 公表センターは、苦情対応経過を記録し、この記録について、個人を特定できる情報を削除した上で、知事及び指定情報機関との間で必要な情報を共有するものとする。

第4章 手数料

(手数料の額及び徴収方法等)

第23条 事業者が納付する公表手数料の額、徴収方法及び収納については、条例で定めるところによる。

2 公表センターは、あらかじめ事業者に対して、公表手数料の納入先、納入期限等について通知するものとする。

(その他)

第24条 公表センターは、指定調査機関から事業者への介護サービス情報調査手数料の請求書等の送付について依頼があった場合は、公表手数料の請求書等とあわせて送付するものとする。

第5章 その他

(その他の事項)

第25条 公表センターの情報公表事務の運営状況については、毎年度公表するものとする。

2 知事から情報公表事務の実施内容等について必要な資料の提出を求められたとき、又は情報公表事務に関して改善等の指示があった場合には、速やかに応じるものとする。

3 この規程に定めるもののほか、公表センターの情報公表事務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この事務規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この事務規程は、平成21年5月1日から施行する。